

農地法等に基づく各種申請

申請書・届出書	用 途	締 切 日	標準処理期間
農地法第3条許可	農地を売買または貸借する場合	毎月20日 (新規就農者は要相談)	締切日から約3週間
農地法第4・5条許可	市街化調整区域の農地を転用する場合	毎月20日	締切日から約3ヶ月 (申請内容によっては、それ以上の期間を要する場合があります。)
農地法第4・5条届出	市街化区域の農地を転用する場合	随 時	締切日から約1週間
農地貸借の解約通知	農地法3条等に基く貸借を解約する場合	随 時	—
農家判定書	市街化調整区域内で農家住宅等を建てる場合	随 時	—
農地相続等の届出	農地を相続した場合 (相続登記完了後に申請してください)	随 時	—

農業委員会事務局のその他の業務

農業者年金に関する業務

大和平野土地改良区への決済金納付手続き、名義変更等の業務

農地の相続税・贈与税納税猶予に関する業務

なら担い手・農地サポートセンターと連携した農地集積活動

遊休農地解消に向けた調査・パトロール

耕作証明等その他諸証明の発行業務

※ 締切日が閉庁日の場合、締切後の最初の開庁日になります。

天理市農業委員会事務局

〒632-8555

天理市川原城町605 (天理市役所2階)

電話 0743-63-1001 内線 210 209